

令和6年度物価高騰対応重点支援給付金及び定額減税に伴う調整給付について

1. 概要

物価高騰長期化による負担増の影響が大きい低所得者への支援として、令和6年度に、新たに住民税均等割非課税及び新たに住民税均等割のみ課税となる世帯に対して1世帯あたり10万円を、それら対象世帯の子育て世帯への加算として、18歳以下の児童1人につき5万円を給付する。また、令和6年度定額減税可能額が所得税額及び住民税所得割額を上回る納税義務者に対し調整給付を行う。

2. 給付別の世帯数及び予算額

	見込数	予算額	基準日
①R6住民税非課税化給付	約5,000世帯(見込)	521,730千円 (うち給付金500,000千円)	令和6年6月3日
②R6住民税均等割のみ課税化給付	約2,500世帯(見込)	262,648千円 (うち給付金250,000千円)	
③上記①、②のうち、子育て世帯にかかることも加算	約1,100人(見込) 〔約660世帯(見込)〕	67,864千円 (うち給付金55,000千円)	
④定額減税に伴う調整給付	約46,000人(見込)	2,245,521千円 (うち給付金2,088,000千円)	

※①、②、③の給付金については、令和5年度の支給対象世帯を除く

3. 支給手続

支給対象世帯に対し支給手続に関する書類を送付し、必要事項を記入、口座情報等の写しを添付のうえ市に返送→確認後に順次支給

※定額減税に伴う調整給付については、公金受取口座等の活用による簡素な手続等による支給を想定

4. スケジュール(予定)

令和6年	①～③物価高騰対応重点支援給付金	④定額減税に伴う調整給付
6月中旬	事業周知(市ホームページ等) 支給手続に関する書類の発送、コールセンター開設	
7月上旬	初回振込、以降順次	事業周知(市ホームページ等) 支給手続に関する書類の発送、コールセンター開設
7月下旬		初回振込、以降順次

新たな経済に向けた給付金・定額減税一体措置

